２　この省令の施行の際現にある旧雇保則様式第十号の四による未支給失業等給付請求書、旧雇保則様式第三十三号の六による介護休業給付金支給申請書、旧雇保則様式第三十三号の七による育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書及び旧雇保則様式第三十三号の八による育児休業給付金支給申請書については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

３　この省令の施行の日前に旧雇保則第百一条の三十第三項の規定による通知を受けた被保険者が、この省令の施行の日以後に当該通知に係る支給単位期間について育児休業給付金の支給を受けようとするときは、当該通知は新雇保則第百一条の三十第二項の規定による通知とみなして、同条第四項の規定を適用する。

○厚生労働省令第百六十七号

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十二号）の一部の施行に伴い、並びに地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第十二条第一項並びに介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二十七条第一項及び第四項、第二十八条第二項、第二十九条第一項、第三十二条第一項及び第三項、第三十三条第二項、第三十三条の二第一項並びに第三十七条第一項の規定に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年九月三十日

厚生労働大臣　田村　憲久

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第十二条第一項の厚生労働省令で定める情報等） **第十一条**　法第十二条第一項の調査若しくは分析又は利用若しくは提供が国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資するものとして厚生労働省令で定める情報は、次の表の上欄に掲げる情報とし、同項の厚生労働省令で定める者は、同欄に掲げる情報の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者とする。	（新設）
厚生労働省令で定める情報　厚生労働省令で定める者 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十六条第一項に規定する医療保険等関連情報　高齢者の医療の確保に関する法律第十七条の規定により厚生労働大臣から医療保険等関連情報の調査及び分析を行う事務の委託を受けた者 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報　介護保険法第百十八条の十の規定により厚生労働大臣から介護保険等関連情報の調査及び分析を行う事務の委託を受けた者	
２　法第十二条第一項の保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものは、前項の表の下欄に掲げる者が社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に対し提供した医療保険被保険者番号等（法第十二条第一項に規定する医療保険被保険者番号等をいう。）により特定される者のそれぞれについて最初に定められた医療保険被保険者番号等を復号することができない方法により暗号化したものとする。	
（法第十四条第二項第十号の厚生労働省令で定める事項） **第十二条**　法第十四条第二項第十号の厚生労働省令で定める事項は、職員の研修等資質の向上に関する事項とする。	（法第十三条第二項第十号の厚生労働省令で定める事項） **第十一条**　法第十三条第二項第十号の厚生労働省令で定める事項は、職員の研修等資質の向上に関する事項とする。
（法第二十三条第一項の厚生労働省令で定める届出事項） **第十三条**　法第二十三条第一項の厚生労働省令で定める届出事項は、次に掲げるものとする。 一～七　（略） ２　前項の届出については、法第十五条の認定を受けたことを証する書面を添付しなければならない。	（法第二十二条第一項の厚生労働省令で定める届出事項） **第十二条**　法第二十二条第一項の厚生労働省令で定める届出事項は、次に掲げるものとする。 一～七　（略） ２　前項の届出については、法第十四条の認定を受けたことを証する書面を添付しなければならない。